



国民健康保険のお知らせ

○新年度の納税通知書をお送りします

令和6年度の納税通知書を7月10日付けで郵送します。保険税は4月から翌年3月までの加入期間で、加入者の所得などから計算され、7月から翌年2月まで8回に分けて納めていただきます。（保険税が年金から天引きされる方は、年金受給月に自動的に納付となります）

国民健康保険は、皆さんに納付いただいた保険税が支えとなっています。ご自身がケガや病気をした時のため、納め忘れのないようお願いします。

※国民健康保険税は世帯主に納税義務があります。そのため世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主に送付されます。

○国民健康保険税の限度額・軽減判定基準

国民健康保険の運営は、皆さんが納付した国民健康保険税を主な財源としており、適正に確保するため、北海道が示す指針を基に次のとおり改正しましたので、皆さんにはご理解とご協力をお願いします。

【限度額】

	令和5年度	令和6年度	比較
医療分	65万円	65万円	－
後期高齢者支援金分	20万円	24万円	+4万円
介護納付金分	17万円	17万円	－
合計	102万円	106万円	+4万円

【軽減判定基準】

軽減割合	令和5年度	令和6年度
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	変更なし
5割軽減	43万円+ (29万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	43万円+ (29万5千円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯
2割軽減	43万円+ (53万5千円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	43万円+ (54万5千円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121



後期高齢者医療保険のお知らせ

○新年度の納入通知書をお送りします

令和6年度の納入通知書を7月10日付けで郵送します。保険料の納入方法については、後期高齢者医療制度に加入して間もない方など、一部の方を除いて年金からの天引きとなりますが、ご自身の通知書をご確認のうえ、納め忘れのないようお願いします。

○後期高齢者医療保険料率が変わります

被保険者の方に納めていただく保険料は、北海道後期高齢者医療広域連合が決定し、2年ごとに見直しが行われます。令和6・7年度の保険料率は次のとおりです。

また、国の制度改正に伴い令和6年度保険料は限度額と所得割額について一定の要件に該当する方に対し、激変緩和措置が設けられています。

【保険料率】

	令和4・5年度	令和6・7年度	比較
均等割（被保険者が等しく負担）	51,892円	52,953円	+1,061円
所得割（被保険者の所得に応じて負担）	10.98%	11.79%（※1）	+0.81%
賦課限度額（1年間の保険料の上限額）	66万円	80万円（※2）	+14万円

軽減判定：軽減判定基準は、国民健康保険のお知らせに掲載の基準と同内容となります。

激変緩和措置：※1 賦課の基となる所得金額が58万円以下の方は、所得割率10.92%が適用されます。

→賦課の基となる所得金額＝令和5年中の所得－基礎控除額（43万円）

※2 令和6年度は73万円となります。（令和6年度に75歳に到達する方は除く）

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121